

## 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容に係る区域の見直し（素案）の概要

### 【目的】

化製場法により指定された区域では、一定の数以上の定められた動物を飼う場合は、付近に迷惑がかからないように、施設を整えて動物等を衛生的に管理するために許可が必要になります。市民が安心して生活環境を維持するために、本市の実情にあった指定区域に見直します。

### 【見直しの趣旨】

昭和62年3月4日付けの指定区域制定より30年近くが経過し、宅地開発による周辺人口の増加、住民の環境意識の高まり等、本市の状況が変化したことから、指定地域を見直し、拡大するよう改正します。

### 【新たに指定する地区】

忍路1丁目、桃内1丁目、塩谷4丁目、幸1丁目、新光町、張碓町、銭函4丁目、5丁目

### 【根拠法令】

化製場等に関する法律、北海道化製場等に関する法律施行条例、小樽市化製場等に関する法律施行条例

問い合わせ：保健所生活衛生課動物衛生グループへ

小樽市富岡1丁目5番12号

電話0134-22-3118

FAX0134-22-1469